



ご結婚 おめでとう ございます

～ 舟形町では新婚生活を応援しています ～

舟形町では、町内に在住されている方々の結婚を祝福するとともに、若者の定住を促進することを目的として「結婚祝金と祝品」を支給しています。

祝金：5万円

祝品：5万円分の商品券

☆☆申請方法☆☆（申請書はまちづくり課に準備しています。）

- ①祝金の申請は、婚姻届受理日から90日以内に、祝金の申請書を提出してください。
- ②祝品の申請は、上記の申請から1年後の月末までに、祝品の申請書を提出してください。

☆☆対象となる方☆☆

- 婚姻届受理日において、夫婦又はどちらか一方が本町に住所を有し、かつ居住していること。
- 婚姻届受理日以後、引き続き町内に1年以上在住する意思を有すること。
- 町民税等を滞納していないこと。
- 過去に夫婦のいずれかが祝い金の支給を受けていないこと。

▼問い合わせ／舟形町役場まちづくり課地域支援係 ☎（32）0104

